

繰延資産等の会計処理、新規テーマ評価へ—ASBJ

去る7月18日、企業会計基準委員会は第506回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項として、去る7月3日開催の第48回企業会計基準諮問会議（2023年7月20日号（No.1683）情報ダイジェスト参照）について同会議議長から報告がされた。

以前提案された新規テーマの状況

- (1) 株式報酬に関する会計処理および開示の取扱いの整備
株式報酬に関するテーマについて、前回以降、テーマ評価に関する追加の報告はない。
- (2) 1人私募投信の会計処理の明確化
提言に至らなかったテーマとして取り扱う。

新規のテーマとして提案されたテーマ

- (1) 実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正
株式交付費、新株予約権発行費、社債発行費、創立費および開業費の会計処理の検討が提案され、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼する。
- (2) 上場企業等が保有するVCFファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
公正価値評価を含む会計処理の検討が提案され、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼する。

*

委員からは、特段意見は聞かれなかった。

パーシャルスピンの会計処理、着実に検討進む—ASBJ、企業結合専門委

去る7月12日、企業会計基準委員会は第106回企業結合専門委員会を開催した。

「パーシャルスピンの会計処理」について審議された。

連結財務諸表上の会計処理
事務局は、保有する完全子会社株式の一部を株式数に依りて比例的に配当し、子会社および関連会社株式にも該当しなくなった場合における連結財務諸表上の会計処理について、前回までに次のような提案をしていた。

●配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分の差額については、当該差額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金とその他の包括利益累計額の区分に、子会社株式の配当に伴う持分の増減等その内容を示す適当な名称をもって計上する

その提案について専門委員から「子会社株式の追加取得等により生じた資本剰余金に関する支配喪失時の取扱いを踏まえ、資本剰余金として計上していたものを配当時に利益剰余金として処理することに違和感があるため、当該資本剰余金の変動項目も含めた連単の簿価差である『投資の修正額』のうち配当した株式に対応する部分は配

当時に持分変動による利益剰余金の増減として処理するのではなく、連結財務諸表上の剰余金の配当としての処理のほうが見が聞かれた。

また、7月18日開催の第506回親委員会でも同様の議論が行われ、委員から反対意見は聞かれなかった。

この意見に対し、事務局は、会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下、「資本連結実務指針」という）49-2項を取り上げ、一部売却の場合と異なる取扱いを行う理由は見出されず、また、パーシャルスピンの税制が時限的なもの

であることに鑑みて、事務局案を維持する旨を示した。

専門委員からは、賛成との意見が聞かれた。

改正案の文案検討
事務局から、企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」および資本連結実務指針について、改正案の文案が示され、検討が行われた。

信用リスクの注記事項の基準体系・開示目的を検討—ASBJ、金融商品専門委

去る7月24日、企業会計基準委員会は第203回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、ステップ2を採用する金融機関における開示の次の論点について審議が行われた。

アプローチを採用することが提案されているが、この場合、プロジェクトは、金融商品の減損（信用リスク）に関する基準開発を目的とするものであるため、信用リスクに関する注記事項に限定して開示目的を定めるアプローチを採用すべきと考えられる。しかし、金融商品会計基準では、時価に関するものを除き、信用リスクとその他の注記事項を区分することを想定し

信用リスクに関する注記事項の基準体系および開示目的

(1) 基準体系
以前より、開示目的を定める

た基準体系になっておらず、信用リスクの開示目的を定めるための前段階のプロセスとして、信用リスクに関する注記事項の基準体系の整理を行うため、次の事務局案が示された。

信用リスクに関する注記事項は、金融商品会計基準において注記事項全般を定めている場合を除いて、金融商品の減損に関する新たな適用指針において定める。この場合、時価開示基準等の既存の信用リスクに関する注記事項については、既存の会計基準や実務指針から削除し、金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約する。

専門委員からはおおむね賛意が聞かれた。

(2) 信用リスクの開示目的

前記(1)の事務局案を前提として、信用リスクの開示目的に関するIFRS7号「金融商品」の開示」の定めを取り入れるかどうかについて、次のような事務局案が示された。

・開示目的に関する記載を「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金

額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである」とする。
 ・この目的を達成するために次の情報を提供する。

- ① 会計方針に関する事項
 - ② 貸倒引当金の分解情報
 - ③ 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
 - ④ 当期および翌期以降の財務情報への影響を理解するための情報
- ・IFRS7号の開示目的に関する35D項、35E項を取り込む。開示目的に照らして重要性に乏しい事項は記載しないことができる。

専門委員からはおおむね賛意が聞かれたが、「②分解情報と③算定プロセスは順番を入れ替えたほうがいいのでは」といった意見が聞かれた。

金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示

(1) IFRS7号を取り入れるかどうか
 事務局から、「金融商品のクラス別の調整表に関するIFRS7号の定めを取り入れるかどうかに関して、利用者である企

ポジティブ・メンタルヘルス
 「ワンダフルさ」と「ハートフルさ」と

メンタルクリエイター
 江口 毅

2年前、ふるさとの敦賀商工会議所で講演をしたときに知り合った方から連絡をいただきました。東京敦賀人会へのお誘いでした。ご縁が続いていることに感謝し、先日参加してきました。

多くの人が集まる懇親会のような場は苦手だったので、会場に入ったときから不思議と安心感がありました。同郷の人または郷土にゆかりのある人しかいない場だったからでしょうか。はじめからゆるやかにつながっているような感覚を覚えました。

思い返せば、これまでも出身地、方言、趣味、職業、価値観、生い立ちなどに共通点を見出すと、急に相手に親近感や安心感を覚えることがたびたびありました。でも、今回はまだ誰のこともよく知らないのに、そのような感覚を覚えることが不思議でした。同郷であるということが、これほどまでに大きな意味を持つことを知りませんでした。

着席したテーブルでは、当然のごとくふるさとの話題になり、話が弾みました。天気の話や時事ネタから入る必要などなく、お互いに探り合うようなこともなく、自然と会話が広がっていくというのが、なんとも心地よいものでした。

さらに、異業種交流会で出会うようなガツガツした人もおらず、落ち着いた会話を楽しむことができました。

参加者の皆さんは、終始穏やかでのんびりで、質問するけど踏み込みすぎなくて、優劣や善悪で判断せずにフラットな姿勢で接してくれました。これらが同郷の人が集まる場ゆえの特徴なのか、敦賀の人たちの特性ゆえなのかわかりませんが、人間関係における居心地のよさってこういうことだなと少ししみじみと思いました。

筆者は積極的に名刺を配るほうではないので、自由に歓談できる時間になっても、同じテーブルの人と腰を据えて話していました。普段行かない場所に行くと、自分の傾向を再認識できることがあります。今回は、多数の人と少しずつ話すより、少数の人とじっくり語り合っほうが好きなのだという自分の傾向を再認識することができました。ちなみに、今回じっくりと語り合った人の経歴が大変興味深くて、短時間では聞けない内容だったので、やはり長く話して正解でした。

このようにずっと同じテーブルにいたわけですが、冒頭で紹介した、この会を紹介してくれた方が、いろいろな人を連れてテーブルまで来てくれました。おかげで他のテーブルの人たちとも知り合えて、大変ありがたかったです。

例えば、筆者は「つい」方々にずっと甘えて来たなど少し反省もしました。筆者は自分から積極的に人脈を広げようとしたことがほとんどないのですが、このよう

なハブになってくれる人がいつも新しい出会いを用意してくれました。筆者もいい歳ですし、そろそろハブの役割を担って、誰かと誰かをつなぎ、出会いの輪を広げていくこともしなくてはならないと思いました。

自分が何かをしてもらうばかりではなく、何かをしてあげる側にまわることが大事だと日々考えています。しかし、誰かと誰かをつなぐことに関してはあまりできていなかったもので、これから取り組みたいですね。

東京敦賀人会に参加して感じたことは、ふるさととは素晴らしい、心温まる場所であることです。学んだことは、普段行かない場所に行くこと、自分の傾向を再認識できること、与えられていることへの感謝と恩返しの大切さでした。同郷の人の集い、皆さんも顔を出してみたいかがでしょうか。

業会計基準委員会委員および金融商品専門委員会の専門委員に意見を聞いたうえであらためて審議する。取り入れる場合には、開示目的に照らして調整表における内訳項目を判断することを強調する」などの案が示された。

(2) 実務対応報告18号に基づき在外子会社の財務諸表が米國基準に準拠して作成されている場合の開示への影響

IFRS7号の定めを取り入れた場合のCECLモデルに基づく情報の開示方法について、「金融商品のクラス別の調整表におけるCECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、規範性のない教育文書などで、開示方法を示す」との事務局案が示された

* 専門委員からは、反対意見は聞かれなかった。

監査

監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの公表—CPA AOB

去る7月14日、公認会計士・

監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査

結果事例集（令和5事務年度版）」（以下、「事例集」という）および「令和5年版モニタリングレポート」（以下、「モニタ

ングレポート」という）を公表した。

審査会では、毎年、監査事務所に対する検査で確認された指摘事項を事例集として、また、審査会が実施するモニタリングの状況や監査業界の現状などをモニタリングレポートとして取りまとめ、公表している。

れた場合のCECLモデルに基づく情報の開示方法について、「金融商品のクラス別の調整表におけるCECLモデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、規範性のない教育文書などで、開示方法を示す」との事務局案が示された

専門委員からは、反対意見は聞かれなかった。

最新の事例を追加するとともに、特に中小規模監査事務所における改善に資するよう、「評価できる取組」の事例を充実させている。

「監査事務所検査結果事例集」のポイント

「I. 業務管理態勢編」では、根本原因究明の重要性に鑑み、審査会の実施した根本原因の究明および根本原因の事例を充実させている。

「II. 品質管理態勢編」では、品質管理態勢の問題点に係る事例を充実させたほか、「品質管理業務の実施」において、数多

く指摘されている項目に係る根拠規定および留意点を一覧表にまとめ掲載している。

「III. 個別監査業務編」では、「1. 財務諸表監査における不正」、「4. 会計上の見積りの監査」および「5. グループ監査」等において、指摘事例や留意点などの記載を充実させている。

「モニタリングレポート」のポイント

(1) 「I. 監査業界の概観」
公認会計士、監査事務所および被監査会社などの概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。大手監査法人への監査業務の集中のほか、改訂された「監査に関する品質管理基準」への対応状況について記載している。

(2) 「II. 審査会によるモニタリング」
モニタリング関係のデータを更新のうえ、検査を含む審査会のモニタリングの全体像を紹介している。令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の概要も記載している。

(3) 「III. 監査事務所の運営状況」
監査事務所の組織体制や会計監査人の異動、異動前後の監査報酬の状況等を紹介している。

「IV. 監査をめぐる環境変化への対応」
上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所をめぐる動向や、上場会社等監査人登録制度の導入等、近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向について記載している。

審査会としては、監査品質の向上と監査の信頼性が確保されるよう、事例集やモニタリング

経理用語の豆知識

IT環境



IT環境とは、ITアプリケーションおよびそれを支援するITインフラストラクチャーをいい、ITプロセスやITプロセスにかかわる要員も含まれる。

企業は、これらを業務の支援や事業戦略を達成するために利用する。

IT環境に関連する事項は、次のとおりである。①ITアプリケーションは、取引もしくは情報の開始、処理、記録および報告において使用されるプログラムまたは一連のプログラム群のことをいう。ITアプリケーションには、データウェアハウスとレポートライターも含まれる。②ITインフラストラクチャーは、ネットワーク、オペレーティング・システム、データベース、そして、これらに関連するハードウェアとソフトウェアから構成される。③ITプロセスとは、IT環境へのアクセスの管理、プログラムの変更またはIT環境に対する変更の管理およびIT業務の管理をするための企業のプロセスをいう。

監査法人のガバナンス・コードの改訂についてもコラムで取り上げている。

「IV. 監査をめぐる環境変化への対応」

上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小規模監査事務所をめぐる動向や、上場会社等監査人登録制度の導入等、近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向について記載している。

事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトに（本事例集：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/> 20230714/20230714-2.html、モニタリングレポート：<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/> 20230714/20230714-1.html）から参照することができる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年7月14日	ASU2023-03「財務諸表の表示」(トピック205)、「損益計算書—包括利益の報告」(トピック220)、「負債と資本の区別」(トピック480)、「資本」(トピック505)、および「報酬—株式報酬」(トピック718) —SEC職員会計公報120号、2022年3月24日EITF会議でのSECスタッフ発表、職員会計公報トピック6.B会計シリーズリリース280—規則S-Xの一般修正：普通株式に適用される損益に基づくSECパラグラフの修正	FASB	2021年3月公表のSEC職員会計公報120号等に伴い、SECセクションの修正が行われたもの。 https://www.fasb.org/page/PageContent?pagelid=/standards/accounting-standards-updates-issued.html	—
2023年7月18日	サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書(中間整理)	経済産業省	サステナビリティ関連データの収集と戦略的活用における課題の洗い出しや整理をし、各課題に対する方策や目指すべき姿を記載したもの。 https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230718002/20230718002.html	—

金融

物価上昇率は米国を上回るも 金融政策は一層複雑に

総務省は7月21日、6月の消費者物価指数(CPI)を発表した。総合指数は前年同月比で3.3%上昇し、伸び率は前月から0.2%の上昇がみられた。また、価格変動の大きい生鮮食品を除く総合指数(コア指数)も上昇傾向で、前年同月比では3.3%の上昇、前月から0.4%の上昇となった。さらに、生鮮食品とエネルギーを除く総合指数(コアコア指数)は前年同月比で4.2%、前月から2.2%上昇した。

一方、米国の6月CPIも公表されたが、総合指数は前年同月比3.0%上昇のため、日本を下回る結果となった。米CPIを上回りながら総合指数、コア指数ともに上昇を続けているため、日本のインフレ圧力は持続しているといえる。

特に、生鮮食品とエネルギーを除いた物価上昇率が4.2%という結果は、物価上昇の広範な影響を示している。寄与度の大きい項目順にみると、「調理食品」が前年同月比で9.9%

の上昇、「外食」が6.0%の上昇となっている。今回のCPIから、日本経済における物価圧力が相対的に増していることが、物価上昇率の日米逆転の要因になったと考えられる。

しかしながら、生鮮食品とエネルギーを除いた物価の伸びが前月から0.2%上昇としたという事実は、一部のインフレ圧力が緩和している可能性を示している。物価上昇率が2%の政策目標を上回る一方で、物価上昇ペースの鈍化は日本銀行が現在の金融緩和策を続けるか、また政策を引き締めるかという判断を難しくしている。部分的な鈍化は、イールド・カーブ・コントロール修正議論にはマイナス材料であり、この長期金利設定上限に挑戦する側の投機筋に歯止めとなる。

このように考えると、6月のCPIは日本経済の現状と日銀の政策選択に対する重要な指標といえる。

証券

日米の金融政策と株価の行方

日経平均は7月中旬以降、一進一退を続け、期待されたような底入れ、反発の動きにはならなかった。一方、米株価はジリジリと上昇し、ダウ平均株価、S&P500など代表的株価指数は2021年末から2022年始めに記録した過去最高値の更新も視界に入ってきた。

この間、日米市場ともに株価は金融政策当局の動向を気にしてきたが、株価の実績は正反対ともいえるものだった。米市場では、米連邦準備制度理事会(FRB)は7月の連邦公開市場委員会(FOMC)の利上げを最後に、それ以降はインフレ沈静、景気の足取りをにらみながら金融政策を展開していくとの見方が有力になり、株価連騰につながった。

日本市場では、4月に就任した日銀・植田総裁が長期間続いた黒田前総裁の異次元金融緩和政策を改めるのではないかと、という憶測が飛び交った。しかし、現在の日本のインフレは主として原材料・エネルギーなど国際

商品価格の急騰によるもので、需要、賃金、物価が循環的に上昇していく良好な性格のインフレではない、として前総裁の政策を踏襲してきた。

日本経済は輸出、製造業のウエートが高かった時代には、為替相場の円高は経済や株価にマイナスだったが、反対に円安は、輸出産業の収益増加が経済全体を潤して、好況と株高をもたらした。しかし、非製造業、サービス業が中心となった現在、円安は輸入物価の上昇によって国民生活を圧迫する側面が目立つようになり、経済全体にとってマイナスと認識されるようになった。

とはいえ、輸出産業が依然大きなウエートを占める株式市場は、円安が株高に、円高が株安につながることを、6月、7月の株高と調整局面で経験した。

秋以降、日米の同時株高が期待されるが、金融政策のすれ違いや、為替相場の変動が生じると、日本株価は米株価についていけないといったことが起こり得るのである。